

実務家の視点から見た「公益信託法の見直しに関する要綱」

公益財団法人公益法人協会会長 太田達男

— 目 次 —

1. 要綱策定に至る経緯（公益法人制度との関係）
2. 要綱の主な論点
3. 残された課題

2019年2月、法制審議会より「公益信託法の見直しに関する要綱」（以下要綱）が法務大臣に答申された。

法制審議会の審議は、「公益法人制度改革の際の政策決定を踏まえると、公益信託制度の見直しを検討するに当たっても、民間の公益活動を促進するという観点から、公益信託の適正な利用が促進されるように、現在の制度の問題点を把握した上で、委託者及び受託者等の当事者にとって利用しやすい制度とするための改正を行う必要があると考えられる。」ことを基本的な見直しの方向性として始められた⁽¹⁾。

本論考は、全体として要綱をその基本的な方向性に即した内容と評価した上で、実務家の視点から主要論点につき検討し、又実用化に際し今後整備が必要な諸点を提言するものである。なお、本稿中意見にわたる部分は筆者個人の見解であり、所属する団体のものではないことをお断りする。

1. 要綱策定に至る経緯（公益法人制度との関係）

本年（2022年）は、信託法及び同業法の制定100周年にあたるが、元々当時の政府の信託法原案は私益信託のみで、公益信託に関わる条項はなかった。しかし、信託法案を審議した臨時法制審議会でも、唯一人江木衷という学者が「公益信託を欠く信託法は信託法ではない」と、政府側に執拗に迫った結果、先行する公益法人の許可監督制度に平仄を合わせ、最低限度必要な8条文が追加された⁽²⁾。しかし、政府はその消極姿勢を反映して、公益信託設定に必要な主務官庁の規則を長らく整備することはなかった。

1970年代、公益法人の不祥事件や乱脈経営が国会でも問題になり、時の佐藤首相からその対策を命じられた総理府（現内閣府）は、各省庁に横断的な公益法人許可監督基準を制定するとともに、新規事業として公益法人会計基準の制定と公益信託制度の活用を検討し

た。1973年にこの両制度の研究を委託された財団法人公益法人協会（以下公法協）は、公益信託制度に関しては社団法人信託協会の全面的協力を得て公益信託制度研究会を設置し（委員長田中實慶應義塾大学教授）、英米実地調査も含め公益信託の実用化に向けた調査研究を進め、翌年にはその報告書を総理府に提出した³⁾。その後公法協は、信託協会及び社団法人経済団体連合会とともに、政府に公益信託実用化に向けて体制整備を要望する運動を続けた結果、1977年に第1号となる二つの公益信託が誕生した。

時を経て2008年、主務官庁制度による裁量行政を廃止し、国民が予見可能な判断基準により公益法人を設立できる制度が誕生した。いわゆる民法上の公益法人制度の抜本的改革である。この改革に先立ち、担当の内閣官房行政改革推進事務局で検討が進められてきたが、2002年8月に発表された「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」の「3 非営利法人制度改革の方向」では「なお、現行の財団法人制度については、①基本財産を持った非営利の法人とすること、②公益信託制度を改革してその中に取り込むこと、などが方向性として考えられる。」という、②の大胆な選択肢も示されたことを記憶にとどめておきたい。

一方、2006年には信託法が商事信託的観点を主眼として大改正されたが、その際公益信託制度については、単独法の「公益信託ニ関スル法律」（以下現行公益信託法）として信託法から分離した。しかし、同時期に検討されていた公益法人制度の改正内容を勘案する必要性から、内容的には信託法改正に伴う技術的改正にとどまり、制度内容の変更は全くなかった。そのため、衆参両院では「五 公

益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと」との付帯決議が採択された。

このような歴史的経緯から見て公益信託は、常に公益財団法人制度との関連で制度論が論じられてきた経緯があり、今回の公益信託制度改正も先行した公益法人制度の抜本的改革の理念と内容に、平仄をできるだけ合わせるというものであったことを強調しておきたい。

2008年の公益法人制度改革が施行された後、政府サイドでは公益信託改正の動きが全く見られなかったことから、公法協は、2013年4月法務省はじめ関係5省庁（法務省、内閣府、財務省、金融庁、自治省）の大臣宛、早期改正に向けた要望書を提出した。そして、法務省の事前討議として2015年の商事法務研究会での検討を経て、2016年6月より法制審議会の審議が始まり、26回の審議を経て2019年2月法務大臣宛答申書が提出された。その後すでに3年以上経つが、現在法案は国会提出待ちの状態となっている。

少子高齢化と個人の資産形成が進み、加えて価値観の多様化も見られる日本社会において、財産を単に法定相続に委ねるのではなく、生前贈与や遺言により自らの考え方を反映した最も相応しい財産の使い方を実現したいという人が増えてきている。単身者ないし夫婦二人の家族や、身寄りが少なく（法定相続人が兄弟、甥姪だけなど）、しかもそれなりの財産を残す人が著増していることを、各種の統計は物語っている。換言すれば、遺産を日

頃音信が少ない兄弟、甥姪等にはやりたくない、国庫に帰属するなど避けたい、自らの意思で遺産の処分を決めたいという人々が増えてきているという、社会環境の変化をくみ取ることができる。このような環境にあって、生前贈与や遺贈により「社会に美田を残したい」と考える機運が生まれてくる中で、財団法人に比べて軽装備で、しかも運営についていろいろな選択肢による制度設計が可能で、使い勝手の良い新公益信託は、財産寄附のための格好の制度として必ずや注目を浴びるであろう。法案の早期国会提出を望みたい。

2. 要綱の主な論点

1) 新公益信託制度の目的と主務官庁制度の廃止

新公益信託の目的を「民間による公益活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする」とし（要綱第1）、認可及び監督を行う行政庁については、公益法人制度同様「民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁が行う」とする（要綱第7）。

これは、①新公益信託を、社会的課題を解決するための民間公益活動推進に資するものとして位置づけ、②目的によって異なる従来の主務官庁制度を廃し、認可及び監督は特定の行政庁に一元化し、③その認可及び監督は民間有識者から構成される委員会の意見に基づくことを表明している点で、公益法人制度とその目的・理念において軌を一にするものであり、全面的に賛同するものである。

2) 公益信託の定義

公益信託は「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする受益者の定めない信託であって、公益信託認可を受けたもの」と定義し（要綱第2の1）、公益信託事務は「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事務で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」と定義する（要綱第2の2）。

公益信託の定義及び公益信託事務の定義は、民法33条2項及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下公益認定法）第2条四号を準用しているが、公益認定法では宗教、祭祀は含めていない。また準用する公益認定法の別表には宗教祭祀に関連する事業は含まれておらず、現実に行政庁が特定宗教の布教や特定家系の祭祀を目的とする法人の公益認定をすることはあり得ない。公益信託でそれを認める理由に乏しいと考えられるので、立法段階では削除すべきではないか。

3) 信託目的事務の範囲と信託財産の種類

要綱では信託法の用語により信託事務としているが、これは信託事業のことである。以下引用部分を除いて信託事務は信託事業と表記する。

現行では金銭・物品の交付のみを行う助成型しか認められていないが、要綱では「当該公益信託の目的達成のために必要な信託事務」（要綱第9の2(1)）とし、助成型以外に事業型も容認している。ただし、公益信託事務のみを処理することを目的とすること（要綱第9の1）としているため、公益法人制度では認められている、公益目的に関係のない収益事業や相互扶助事業は認めないというこ

ととなる。これについては実務家の立場でも賛否が分かれるところである。筆者個人は収益事業を認めると公益目的事業比率、収支相償、遊休財産規制などの税制からの縛りが厳しくなる一方、収益事業や相互扶助事業を公益信託事業の一部として実施したいというニーズは、それ程見られないのではないかという理由で、要綱に賛成する。なお、収益事業を認めないということは収益を伴う事業は一切認められないということではなく、「当該公益信託の目的達成のために必要な信託事務」とは、本来の公益目的事業に付随して利益を生ずる事業は、公益目的事業と一体として実施することが可能であるとされる（例えば、美術館における図鑑や関連するグッズを来館者だけが購入できるショップ事業）。しかし、実務家の中でも純粹の収益事業も認めるべきという議論もあり（例えば美術館における駐車場を、来館者以外にも使用料を取って駐車を認めるなど）、今後税制の動きや公益法人での実例も見つつ、さらなる検討が必要であろう。

なお、信託事業の対象となる目的事業の種類は、公益認定法別表の23種類を準用するとしており（要綱第2の2注）、これに直接含まれていない多目的の助成型事業や中間支援型の事業の該当種類について工夫が必要となる。

次に、現行公益信託では、税法上の制約から当初信託財産としては事実上金銭しか認められていなく、設定後の運用段階でも国債等の一定の有価証券運用しか認められていなかったが、要綱では財産種類を金銭に限定しない（要綱第9の3）。従って当初の信託財産はもとより、その後の運用等により取得する財産についても金銭に限定されないこととな

る。すなわち、有価証券、金銭債権、不動産、無体財産権等多様な財産が信託財産になり得ることについては、新制度の普及促進にとって大変プラス材料と考える。

4) 機関設計

要綱が前提としている新公益信託のガバナンス構造は、信託目的に従って信託財産の管理、処分及び信託目的達成のために必要な行為をする権限（信託法26条）を有する受託者が執行機関としての役割を与えられ、次いで受益者のために自己の名をもって、受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限（信託法126条）を有する監督機関としての信託管理人を必置（要綱第5）とし、さらに委託者には受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同一の監督権限を与えることとしている（要綱第6の1）。

このガバナンス構造には、大きな問題があると筆者は考えている。

すなわちこの構造では第一に、受託者が重要事項の決定権と職務執行権の二つを併せ持つ点で、内部統制機能が十分保持できるかという点と、第2に受託者、信託管理人の辞・解・選任における合意権者はデフォルト規定では、委託者と（他の）信託管理人とする点で問題があるのではないかという2点である。又、税当局がこのようなガバナンス構造で、果たして公益法人並みの税制を考慮できるものかどうか甚だ疑問である。

公益財団法人では、重要事項の決定権限と役員等の人事権は、評議員会という別機関に委ねられ、決定機関、執行機関、監査機関にそれぞれの権限が適正に分配されることによって、健全な組織統治機能が保持できる仕組みとなっている。現行の公益信託も認可省庁

の規則や税法により、受託者の諮問機関として第三者委員会（一般に運営委員会と呼称される）を必置とし、重要事項について運営実務の上で事実上決定機能を持たせることにより、公益信託としての認可を与え、特定公益信託又は認定特定公益信託として税制上の支援措置を講じている。

又、受託者や信託管理人の辞任・解任及び新受託者・新信託管理人の選任について、委託者が同意権を持つことが果たして健全な仕組みといえるのか、仮に信託行為の別段の定めで委託者を除外した場合、信託管理人だけが同意権を持つことになるがどう考えるか、まして一人しか信託管理人が選任されていない場合は、裁判所への申し立て以外に道がなくなる。このような人事権に関連する問題も、財団法人の評議員会に相当する運営委員会にその機能を持たせることにより、解決するのではないか。

この運営委員会については、法務省当局では「～運営委員会を法律上必置とする取り扱いには合理性に疑いがあり、その規律を新公益信託法の中に設けることには慎重な検討が必要と考えられる。なお、新たな公益信託の信託行為において、受託者が助成型の公益信託に対応した従前の運営委員会等と同様の機能を有する機関を任意的に設けることや、事業型の公益信託に対応して公益信託事務の適正な処理を確保するために受託者に対し助言、勧告等を行う機関を任意的に設けることが否定されるものではない。」としている⁽⁴⁾。又、任意的に設ける運営委員会が、ある事項について承認や同意権を持つことについても強行法規に違反しない限り認められるとしている⁽⁵⁾。

この運営委員会については、新たな公益信

託の受託者となり得る公益法人など非営利法人の実務家の中にも、公益信託の軽装備というメリットを減殺してしまう、受託者の事務負担も増えるという理由からの消極論も多いのは事実だ。運営委員会の代わりに例えば受託者を3人以上、信託管理人を2名以上とすることにより、手薄いガバナンスを補強する方策や税法上の要件も睨みつつ、新公益信託の機関設計を今後慎重に検討する必要があるだろう。

5) 受託者及び信託管理人の資格及び欠格事由

現行の公益信託受託者は、主務官庁の認可行政や税法上の規定から事実上信託銀行に限定されているが、新制度では一般の法人や個人もその担い手として認められることとなる。すなわち、受託者の資格として、公益信託事業を処理できる適正な経理的基礎及び技術的能力を有しなければならないとし、欠格事由として受託者が個人の場合は、概ね公益認定法第6条に規定する役員・評議員の欠格事由と基本的に同一とする。法人の場合は、執行役員等に個人の場合の欠格事由が適用される（要綱第4の1）。

今後は公益目的事業を実施している非営利法人等多くの者が受託者になることが可能になり、公益信託の普及促進に大いに役立つものとなろう。ただ、個人も受託者となれることから、ガバナンスなど内部統制がしっかり機能できるよう設計する必要があるだろう。

一つ大きな問題は、受託者の欠格事由として、委託者の親族、使用人その他委託者と特別の関係にある者が排除されていないことである。税制上、この考え方では優遇措置は受けられないのではないか。委託者による恣意

的な運営を防ぎ、独立公正な運営ができる制度として構築することが必要と考える。なぜ親族禁止要件を設けなかったのか、理由が明らかではない。

なお、委託者が受託者となるいわゆる信託宣言（信託法3条第三号）は認められていない（要綱第3の2）。

また、公益認定法では、認可基準の一つに高利融資、風俗営業など公序良俗に反する事業を公益法人が営むことを禁じているが、公益信託でもそのような営業を固有の事業として行っている者は、受託者として不適切ではないか。審議会では公益信託成立後に信託管理人や行政庁が受託者の事務を監督することにより防止することが可能であるとし、欠格事由とすることに反対する意見が多かったが、行政庁が法的根拠なく受託者の固有事業を監督することはできないのではなかろうか⁶⁾。又、欠格事由では、公益認定法では有権解釈として否定しているいわゆる連座制の問題を、新公益信託では明文上読めるようにする規定ぶりが必要であろう。

信託管理人については、現行公益信託法では必置機関ではないが、要綱ではこれを必置機関とし、能力的な資格として、公益信託事務の適正な処理の監督をするのに必要な能力を有するものとする（要綱第5の1、2）。又、欠格事由として受託者及び委託者並びにそれらの親族、使用人その他特別の関係にある者を排除しており（要綱第5の3）、特段の問題はない。ただ、受託者、信託管理人とも「必要な能力」を要件としていることについては、具体的な判定基準がないため公益認定の場でも問題を生じている点である。

6) 委託者の地位と権限

委託者に、受益者の定めのある信託における委託者の権利すべてを賦与する点は（要綱第6の1）、実務家から見て問題点も多い。公益財団法人では、委託者に相当する設立者は、当初の役員、評議員についてはその意向で選任できるものの、設立後は、本人及び親族その他の関係者が3分の1を超えない範囲で役員に就任し、議決権を行使できる以外に何らの権限も与えられていない⁷⁾。

受益者の定めのある信託における委託者の権利すべてを賦与すると、受託者、信託管理人の辞任、解任、新受託者の選任に関する同意権（信託法57、58、62、134、135条）、信託行為の変更（信託法149条）、信託の併合（信託法149条）、信託の分割（信託法155条）及びその他の諸権利（信託法145条）と設定後の信託運営上広範な権限を有することになり問題である。私益信託においてはこのような委託者の権利は保護されるべきと考えるが、本来取り消し不能な公益信託において、ここまで広範な権限を設定後も保有する考えには賛成しがたい。尤も、これらの権利の多くは、信託行為の定めにより変更可能であるし、或いは別段の定めによって権利が生ずるので、実際に公益信託を実用化する際には、それらの選択肢を十分に吟味して制度設計する必要があるだろう。

7) 公益信託の認可基準

要綱が公益信託の認可基準として提示しているもの（要綱第9）を簡略化して並べると、次の通りである。

- ① 受託者の資格（要綱第4の1）
- ② 信託管理人の資格（要綱第5の1）
- ③ 残余財産の帰属先（要綱第17の1）

- ④ 公益信託事務のみを処理することを目的とすること（要綱第9の1）
- ⑤ 公益信託事務は、当該目的達成のために必要な信託事務であること（要綱第9の2）
- ⑥ 暴力団員等がその信託事務を支配していないこと（要綱第9の2）
- ⑦ 信託財産の種類、財務基盤、他の団体支配可能出資の禁止等（要綱第9の3）
- ⑧ 当初信託財産及び事後的な増加により事務の遂行が見込まれること（要綱第9の3）
- ⑨ 他の団体の意思決定に関与できる株式等の財産が含まれていないこと（要綱第9の3）
- ⑩ 委託者、受託者、信託管理人、これらの関係者への特別の利益供与の禁止（要綱第9の4）
- ⑪ 株式会社等営利事業者、特定の個人団体への特別の利益供与の禁止（要綱第9の4）
- ⑫ 受託者、信託管理人報酬は不当に高額としない基準を定めること（要綱第9の4）
- ⑬ 収支相償が見込まれること（要綱第9の4）
- ⑭ 遊休財産額が一定の額を超えないこと（要綱第9の4）
- ⑮ 公益目的費用比率が経常経費に比べ一定割合以上であること（要綱第9の4）

これらの基準は、公益認定基準（公益認定法第5条一号から十八号）を参考に、公益信託に必要な基準を考えたものであるが、⑧は元々公益認定基準では「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」と規定しており、必ずしも将来にわたって公益目的事業を継続できる財政基盤まで要求するものではないので、公益信託についてそこまで求めることは問題だ。

又、⑬⑭⑮の基準は、公益法人に適用され

るいわゆる財務3基準と称されるものである。この3基準は、寄附金や運用利子以外の収入がない公益信託（換言すると事業収入のない助成金交付型公益信託を想定）には適用しないこととされてはいるものの、そもそも収益事業を禁じている公益信託に、公益法人の認定及びその後の遵守基準として、運用上強い批判のある3基準を、このまま適用しようというのは極めて問題である。

8) 公益信託と他の信託類型との関係

信託法では受益者の定めのある信託と受益者の定めのない信託（目的信託と通称されることがある）の2類型に分けて規定が設けられているが、新公益信託と受益者の定めのない信託との関係をどのように整理するのが審議会でも議論の一つの焦点となっていた。

現行公益信託法はその第1条で、信託法258条1項で規定する受益者の定めのない信託の内学術、技芸、慈善・・・を目的として、認可を受けたものを公益信託とする旨を規定しており、明らかに公益信託は目的信託の一種であると位置づけられている。この現行公益信託法の整理を踏襲するかどうか、法制審議会でも繰り返し議論が戦わせられたが最終的には受益者の定めのない信託の一種ではあるが、信託法258条1項の規定が適用される信託（目的信託）ではないという結論になった（要綱第3の1）^⑧。

なお、公益認可申請において不認可となった場合でも、受益者の定めのない信託として有効に成立させる旨の信託行為の規定がある場合には、信託法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託（目的信託）としての効力を妨げるものではない（要綱第3の1ただし書き）。妥当な仕訳と思う。

3. 残された課題

1) 税制

新しい公益信託に対する課税関係は、現在のところ全く明らかではない。現行公益信託税制では、公益信託を三つに分けて下表のように規定している⁽⁹⁾。

新公益信託ではこのような区分を廃し、認可されたものには公益法人同様の税制上の支援措置を講じてもらいたい。特に寄附税制については公益法人並の税制が整備されないと、公益信託普及促進にとって大きな障害となろう。法制審議会においても、「公益信託法の見直しに際しては、公益法人の活動を促進しつつ適正な課税の確保を図るために税制上の措置を講ずるものとされている公益法人制度（公益認定法第58条）と平仄を合わせ、行政庁から認可された公益信託が税法上の優遇措置を受けることが可能な制度となること

も視野に入れながら、新たな公益信託の成立の認可基準や、その監督・ガバナンスに関する規律を検討する必要があるものと考えられる。」としている⁽¹⁰⁾。

税制の厚みと組織運営の健全性はトレードオフの関係にあり、そのためには新公益信託は、しっかりしたガバナンスによる組織運営ができる仕組みとする必要がある。要綱で示されている機関設計や私益信託並みの委託者の権利をどのように税制的に判断されるか、注視したい。

2) 信託業法との関係

信託業法の適用、非適用についても法制審議会では、若干の議論がなされているものの⁽¹¹⁾、すべてが今後の問題として先送りされている。信託業とは、「信託の引受けを行う営業」と定義されており、この関係で検討されるべき論点は次の諸点と考える。

税制基準による公益信託3区分	税制上の支援措置	備考
<p>〔認定特定公益信託〕 特定公益信託のうち次の一つ以上を目的とするもので、助成金等の金銭交付をするものに限る。ただし、③、⑪、⑫は物品等の交付も含むものと解される ①科学技術②人文科学③学校教育④学生・生徒への学資⑤芸術の普及向上⑥文化財保存・活用⑦途上国経済協力⑧野生動植物の保護繁殖業務を公的機関から委託を受けているもの⑨自然環境の保全・活用⑩国土緑化事業⑪社会福祉⑫幼保連携型認定こども園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子配当所得非課税 ・ 個人：寄附金控除有 ・ 法人：別枠損金 ・ 相続税：課税価格不算入 ・ 委託者死亡時：相続財産を零として計算（非課税） 	主務官庁許可 主務官庁認定 財務省に協議
<p>〔特定公益信託〕 受託者が信託会社・銀行で①終了時の公益帰属②合意終了不可③当初信託財産は金銭④運用は預貯金国債等⑤信託管理人必置⑥信託財産処分について学識経験者の関与⑦信託管理人・学識経験者への報酬制限⑧受託者報酬の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子配当所得非課税 ・ 死亡時：相続財産を零として計算（非課税） 	主務官庁許可 主務官庁証明 財務省に協議
<p>〔その他の公益信託〕 特定公益信託でないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子配当所得非課税 	主務官庁許可

(1) 非営利法人受託者は信託業者に該当するか

公益法人はじめ各種の非営利法人法で、明確に剰余金の非分配と残余財産の公益帰属が規定されている法人が受託する場合は、営利を目的としないものであるから、そもそも信託業法の適用はないと考えられないか。

(2) 管理型信託業に該当するか

公益信託の現行受託事例は、ほぼすべてが信託財産の処分権（事業費、管理費の支出及び資産運用）について裁量権が受託者に与えられているが、管理型信託業と認識するためには、これらの権限を第三者に委託することが必要か。

(3) 信託業法の特例措置は講じられないか

信託業法第52条で規定する「特定大学技術移転事業に関わる信託についての特例」に準じた特例措置は考えられないか。

3) 特定の行政庁

要綱では、その活動地域が2以上の都道府県である場合等の特定の行政庁がどこになるかは未定である。新公益信託は、公益法人の認定基準を参考に組み立てられている部分が多いので、現在公益法人の認定を担当する内閣府の公益認定等委員会及びその事務局が担当することが最も効率的と考える。

4) 民間側の準備

新公益信託を実際に活用するためには、民間サイドでも検討し準備しておくべき点も多い。

(1) デフォルト条項等の整理と選択

現行信託法では、信託行為の別段の定めにより或る規律を設けることや、標準規律（デフォルト条項）を示し、標準規律を制限す

ることを許容する規定が数多くある。特に委託者や信託管理人の権限、義務、責任についてはその様な規定が多く、新公益信託においても善管注意義務の軽減のように相応しくない別段の定めを除き、別段の定めによる規律の賦与や制限を設けている。因みに筆者が勘定してみると、委託者の権限、義務及び責任に関する規律では、別段の定めがあれば、その規律が適用できるとするものが26、標準規律を制限できる規定が28ある。

新公益信託を活用するにあたり、この「信託行為による別段の定め」をどのように設計するかは、委託者と受託者に任せられるため、一つ一つ慎重に検討する必要がある。公益信託の普及促進、委託者の希望、受託者側の事務負担、税務上の要件など様々な観点で、吟味することが必要となる。

(2) 標準約款の策定

新制度では、今まで全く経験のなかった非営利団体等が寄附金の一形態として公益信託制度を活用する場面が多くなると考えられ、公益法人協会など民間公益支援団体は、信託協会や有識者の協力を得て、前記デフォルト条項等の選択や、共同委託、共同受託など受託形態も含めた標準約款を示すことが必要となろう。

(3) 公益信託会計の検討

もう一つ民間側で準備しなければならないことは、新公益信託の会計基準である。

第一号の公益信託が誕生した1977年は、偶々この年に公益法人協会の報告に基づき、総理府がそれまで各省庁バラバラであった会計方法を統一し、公益法人会計基準として制定した年度と同じであり、信託協会の公益信託部会ではこの会計基準の考え方を公益信託にも適用するとしたものである。この「昭和

52年公益法人会計基準」は、現金主義による収支計算を基礎とするものであった。公益法人会計基準はその後数回の改正を経て現行の「平成20年会計基準」となり、発生主義による損益計算を基礎とし、企業会計基準に類似したものになっている。従って新公益信託も透明性を高め社会にその財務状況を正しく公表するためには、現金主義会計では到底その責めを果たすことはできない。民間が主導し新しい公益信託会計基準を策定する必要があるだろう。

【注】

- (1) 法務省信託法部会第32回資料「公益信託法の見直しに関する論点の検討(1)」(2017)第1(公益信託法の見直しの基本的な方向性)
- (2) 太田達男「公益信託法制化の恩人 江木 衷一我愚をほしのままに生きた大法曹」信託171号(1992)
- (3) 公益法人協会「民間公益活動の一層の発展をめざして—公益法人協会の20年」(1992)
- (4) 法務省「公益信託の見直しに関する中間試案の補足説明」(2017)第4(公益信託の受託者)
- (5) 法務省信託法部会第45回「中間試案のたたき台」(2017)の議事録
委員より、「運営委員会の機関が個別の信託行為で設置し得るということ。その場合、その権限内容等についても、強行法規として、受託者、信託管理人、委託者に付与された権限を奪うことにならない範囲内で、受託者の辞任・解任、新選任に係る合意について権限を有するよう自由に設計できることを、ここで確認していただきたいと思います。」との発言に対し幹事(法務省)「御確認の要望がありました運営委員会ですけれども、運営委員会を個別の信託行為で設置することはできませんし、その権限につい

ては強行法規に反しない限度で当事者が自由に決められるということでございます。」との答弁。

- (6) 法務省信託法部会第44回資料43「公益信託法の見直しに関する中間試案のたたき台(1)」(2017)第4(公益信託の受託者)
- (7) 評議員については公益認定法上の親族制限規定はないが、公益法人が寄附を受けた財産の譲渡所得に関わる含み益非課税の適用を受けるためには、同一親族等が3分の1を超えることを禁ずる規定があり(租税特別措置法第40条1項後段)、事実上多くの公益法人は評議員についても親族制限規定を設けている。
- (8) 法務省「公益信託の見直しに関する中間試案の補足説明」(2017)第2(公益信託の定義等)
- (9) 所得税法施行令217条の2第1項、2項、3項、法人税法施行令77条の4第1項、2項、3項、所得税法78条第3項、租税特別措置法70条第3項、法人税法37条第5項、3項3号、相続税法基本基通9-2-6
- (10) 法務省「公益信託の見直しに関する中間試案の補足説明」(2017)第1(新公益信託の目的)
- (11) 法務省信託法部会第38回「公益信託の見直しに関する論点の補充的な検討」の議事録
複数の委員より、「業法と抵触しない形で、適正に報酬を得つつ、反復継続して受託者業務を行えるような手当をすべきだ」という意見に対する金融庁派遣の幹事発言「公益法人の受託者が収支相償性なり、反復継続性のあるような信託を引受けをされるということになると、当然のことながら信託業法の適用があり得るという認識です。その運用は個別具体的な話ですので、どれが具体的に当てはまるかというのはなかなか判断することは難しく、現在もそのための明確化を図るために、運用基準等をお作りになっていると認識しておりますので、その議論の中で具体的にどのようなものが望ましいかというある程度の実務上の対応も含めて、そこは検討する余地があるのかもしれないなと思います。」

(おおた・たつお)